通達甲(副監. 総. 企. 被1)第1号 平成9年1月21日

存 続 期 間

 部長、参事官

 各
 殿

 所属
 長

副総監

警視庁犯罪被害者支援要綱の制定について

[沿革] 平成11年 2月 通達甲(副監.総.企.被1)第2号

12年 8月 同(副監. 総. 企. 調)第14号

13年 6月 同(副監. 総. 企. 被1) 第18号

20年 6月 同(副監.総.企.被給)第12号

20年12月 同(副監. 総. 企. 管)第23号

同(副監.総.企.被給)第24号

22年 3月 同(副監. 総. 企. 被管)第5号

28年11月 同(副監.総.企.被給)第20号

令和 2年 8月 同(副監. 総. 企. 被管)第10号改正

このたび、別添のとおり、警視庁犯罪被害者対策要綱を制定し、平成9年2月10日から 実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

記

制定の趣旨

警察は、個人の権利と自由を保護することを目的に設置された機関である。したがって、 犯罪によって個人の利益が侵害されることを防ぐとともに、被害者の侵害された状況を改善 していくことは、警察の目的を達成するために当然に行うべき事柄であり、警察本来の業務 である。また、犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重には、被疑者のみならず、被害者の人権に対する配慮も当然に含まれるものであり、犯罪捜査活動に当たっては、被害者に敬意と同情を持って接し、被害者の尊厳を傷つけないように配慮することが求められる。

一方、被害者の協力は、事件の端緒の入手及び立証の上で不可欠であるばかりでなく、犯罪捜査活動を進める上でも極めて重要なことから、被害者の自力回復等の支援を行うとともに、捜査過程において被害者が受ける第二次的被害(警察の犯罪捜査活動等によって被害者が更に精神的負担等を感じることをいう。)を軽減し、被害者が犯罪捜査活動に協力しやすい体制を確立することが必要である。

こうした基本的な認識に立って、犯罪の被害者に対する施策を組織的かつ総合的に推進するため、要綱を制定するものである。

警視庁犯罪被害者支援要綱

第1 目的

この要綱は、犯罪被害者支援(以下「被害者支援」という。)を推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 被害者等とは、犯罪(刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を 含む。以下同じ。)により被害を受けた者(以下「被害者」という。)及びその家族又は 遺族をいう。
- 2 被害者支援とは、警察活動のうち、被害者等の立場に立ち、被害者等の要望等に対応する形で行われる被害者等を巡る活動をいう。

第3 被害者支援推進上の基本的留意事項

1 被害者等の要望等への対応

被害者支援は、被害者等が何を望んでいるか、何を必要としているかを常に念頭に置き、被害者等の要望等に対応した施策の推進に努めるものとする。

2 組織的かつ総合的な施策の推進

被害者支援は、広範かつ多岐にわたり、警察の業務全体にかかわることに留意し、各種施策を組織的かつ総合的に推進するものとする。

3 重点的な施策の推進

被害者支援の推進に当たっては、犯罪による直接的被害にとどまらず、その後においても精神面や経済面等で大きな打撃を受けている身体犯の被害者、特に、女性の性犯罪被害者及び殺人、傷害致死等に係る遺族が抱える問題への対応に重点を置くとともに、少年である被害者(以下「被害少年」という。)についても、健全育成等を図る必要性から、重要な対象とするものとする。

4 関係機関等との連携

被害者等の抱えている問題は複雑多様であり、警察においてその全てに対応すること は極めて困難であることから、被害者等の支援を目的とする公的機関又は民間組織(以 下「関係機関等」という。)との連携を図り、実効性のある被害者支援の推進に努めるも のとする。

第4 基本的施策

- 1 被害者等への支援
- (1) 情報の提供
 - ア 被害者等に対しては、その要望等を確認し、捜査の進展状況、被疑者の検挙、逮 捕被疑者の処分等について、適時適切な連絡を行うものとする。
 - イ 被害者等が、自力回復、被害の再発防止等の手段を講じていくことができるよう パンフレット等を活用するなど、必要な情報の提供を積極的に行うものとする。
 - (2) 相談窓口の整備、充実等
 - ア 被害者等が、気軽に相談、照会等ができるよう相談窓口の整備、相談受理体制の 充実等に努めるものとする。
 - イ 被害者等からの相談等の受理に当たっては、警視庁犯罪被害者支援室(以下「犯罪 被害者支援室」という。)等との連携を密にして、親切な、かつ、適切な対応に努め るものとする。
 - (3) 被害者等に対するカウンセリングの充実

被害者等が抱えている様々な問題の中でも、特に深刻な問題である精神的な被害を 回復し、又は軽減するため、犯罪被害者支援室におけるカウンセリングの活用又はカ ウンセリングを行う関係機関等における相談窓口の紹介に当たるものとする。

(4) 被害少年に対する継続的な支援活動

犯罪の被害が少年に与える影響を緩和し、被害からの早期立ち直りと健全育成を図るため、被害少年に対する継続的な支援活動に当たるものとする。

- 2 被害の補償及び被害品の回復
 - (1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の適切な運用 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法 律第36号)、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成20年法律第80号)及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28 年法律第73号)の運用に関し、支給事務の迅速化を図るものとする。
 - (2) 財団法人犯罪被害救援基金に対する協力

財団法人犯罪被害救援基金(昭和56年5月21日に財団法人犯罪被害救援基金という名称で設立された法人をいう。)が行う救援事業(奨学事業及び障害見舞金給付事業をいう。)の協力要請に対しては、積極的に協力するものとする。

(3) 被害品回復の促進

被害品の発見を促進し、被害の回復を図るため、民間団体等に対して積極的に盗品等に関する情報を提供するものとする。

(4) 速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査等において、被害品の発見等に至った場合は、速やかな還付又は仮還付の 手続による被害の回復に努めるものとする。

- 3 第二次的被害の防止及び軽減
 - (1) 告訴・告発、被害届等の適正な受理及び対応

告訴・告発、被害届等の受理に当たっては、迅速な、かつ、適切な事件判断及び立 件措置に努めるものとする。

(2) 性犯罪捜査における女性警察官の活用

女性の性犯罪被害者から事情聴取や供述調書の作成等を行う場合は、当該被害者の 精神的負担を軽減するため、性犯罪捜査員等の女性警察官の活用に努めるものとする。

- 4 被害者等の安全確保等
- (1) 被害者等の安全確保

暴力団が関与する事件等の被害者等の安全を確保し、又は不安を除去するため、保 護対策の充実を図るものとする。

(2) 女性警察官の効果的運用

女性が、被害の相談をしやすくするために、女性警察官を効果的に運用して、被害 者等の安全確保及び被害の再発防止に努めるものとする。

第5 指導教養等

所属長は、部下職員に対し、被害者支援に関する指導教養を徹底するとともに、適切な 取扱いに対しては、適時、賞揚の措置をとるなど、被害者支援の適正な推進を図るものと する。

第6 広報啓発活動等

- 1 被害者支援に関する広報啓発活動に当たっては、次のことに配意するものとする。
- (1) 被害者等が置かれている状況並びに被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性に関する都民の理解が深まるように行うこと。
- (2) 地域社会全体の被害者支援に関する気運及び連帯共助の精神が醸成されるように行うこと。
- 2 被害者支援に関する広報に当たっては、被害者等のプライバシーに十分配慮するもの とする。特に、事件について報道発表を行う場合は、当該事件の被害者等に対し、事前

に必要な情報を提供するよう努めること。

第7 報告等

所属長は、被害者支援に関する施策を推進した場合又は重要若しくは特異な事項を把握した場合は、総務部長(犯罪被害者支援室被害者支援管理係経由)に報告するものとする。この場合、警視庁犯罪被害者支援推進委員会設置要綱(平成8年4月1日通達甲(副監.総.企.調)第7号)に規定する専門部会長(当該報告内容に係る専門部会長)にも併せて通知すること。